

第230回府中市建築審査会

令和7年8月20日開催第230回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

1 開催日時 令和7年8月20日（水）午後2時55分～午後4時15分

2 開催場所 府中駅北第2庁舎3階会議室

3 出席者

- (1) 会長1名、委員3名
- (2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員8名）

4 傍聴人 0名

5 議題

- (1) 第5号～7号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（敷地と道路の関係）

6 議題の概要

議案番号	第5号	第6号	第7号
建築場所	南町三丁目	小柳町一丁目	栄町一丁目
工事種別	新築	新築	新築
主要用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅
構造	木造	木造	木造
階数	地上2階建て	地上2階建て	地上2階建て
延べ面積	96.96 m ²	113.28 m ²	104.74 m ²
最高高さ	7.697m	7.664m	7.917m

7 議事

(1) 議案第5号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の権利関係及びその適用範囲についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(2) 議案第6号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の権利関係及び許可条件等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(3) 議案第7号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の権利関係についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。